

4
申告から
納付まで

住民税の申告は、自営業などの方（普通徴収）、会社員の方（給与からの特別徴収）、公的年金等所得のある方（年金からの特別徴収）では、申告・納付方法が異なります。

	自営業などの方 （普通徴収）	会社員の方 （給与からの特別徴収）	公的年金等所得のある方 （年金からの特別徴収）
申告	毎年2月16日から3月15日までに、区役所へ申告をしてください。 ただし、税務署に「確定申告」した方は、区役所への申告の必要はありません。	原則として個人としての申告の必要はありません。 ※お勤めの会社等から給与支払報告書が区役所に提出され、申告と同じ扱いになります。	原則として個人としての申告の必要はありません。 ただし、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外の控除がある場合は申告が必要です。
納税通知	6月中旬に、区役所から本人あてに郵送します。 【納税通知書】	5月末までに、会社等に送付します。本人には、会社等を通してお届けします。 【税額通知書】	6月中旬に、区役所から本人あてに郵送します。 【納税通知書】
納付及び納期	4回の納期に分けて納付します。（6月・8月・10月・翌年1月の月末、土曜・休日の場合はその翌日）	毎月の給与から差し引かれます。 （給与の支払いがあった翌月10日）	年6回の年金支給時に引き落とされます。 （公的年金等所得にかかる住民税のみ）
納税義務者 納付場所・方法	金融機関（銀行、ゆうちょ銀行等）、区役所納税課、特別出張所、コンビニエンスストア、MK設置店、モバイルレジ（ネットバンキング支払い又はクレジットカード支払い）及びバーコード決済 ※口座振替も利用できます。	事業主（特別徴収義務者） 金融機関（銀行、ゆうちょ銀行等）、区役所納税課、特別出張所	日本年金機構などの年金保険者（特別徴収義務者）

年金受給者の確定申告不要制度

◎年金受給者の確定申告不要制度とは？

公的年金等の収入が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

※所得税の確定申告が必要でない場合であっても、医療費控除や生命保険料控除などの控除により、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

◎確定申告不要制度に伴う住民税の申告は？

確定申告不要制度によって所得税の確定申告をしなかった場合でも次の方は住民税の申告が必要です。

- ①公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除（社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除など）以外の控除があるとき
- ②公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき（20万円以下の場合も含む）

5 住民税 の課税

住民税は、**その年の1月1日に住んでいたところで
前年の1月から12月までの所得に対して**課税されます。

1 「住民税」ってどんな税金？

① 市区町村民税と都道府県民税

一般に市区町村民税（東京 23 区においては特別区民税）と都道府県民税（東京都においては都民税）を合わせて「住民税」とよんでいます。

②個人の「住民税」と法人の「住民税」

「住民税」は、私たち住民が、それぞれの都道府県や市区町村に納めるものですが、ここにいる住民には個人だけでなく法人（会社などの組織）も含まれます。

③個人「住民税」の所得割と均等割

「住民税」は、次の二種類の部分で構成されています。一つは所得額に応じて課税する**所得割額**と、もう一つはすべての納税者に課税する**均等割額**です。なお、大田区内に住所がなくても、大田区内に事務所や事業所（店や工場）または家屋敷をお持ちの方には、均等割額のみが課税されます。

2 「住民税」が課税される方は？

「住民税」は、**その年の1月1日に居住していた市区町村で**、前年の1月から12月までの所得に対して課税されます。

■納税義務者と納める税金の内容は次のとおりです。

納める税	納税義務者 市区町村内に住所がある方 ※1	その市区町村内に住所はない が事務所、事業所または家屋敷がある方 ※1
均等割	○ ※2	○
所得割	○	—

※1 その市区町村に住所または事務所などがあるかどうかは、その年の1月1日現在の状況で判断します。

※2 令和6年度からその市区町村に住所がある方に対し、均等割と併せて森林環境税を課税します。

3 「住民税」が課税されない方は？

ア その年の1月1日現在で、生活保護法の生活扶助を受けている方

イ その年の1月1日現在で、障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の方で前年の合計所得金額が135万円以下（給与収入に直すと204万4千円未満）であった方

ウ 前年中の合計所得金額が、法令で定める金額以下の方

※ 詳しくは、18ページの「9 非課税制度等」を参照してください。

Q

8月に大田区から川崎市に引っ越しました。大田区の住民税を1期分納めたのですが、残額も大田区へ納めるのでしょうか？

A

住民税は1月1日に住所のあった市区町村にその年度の税金を分けて納めていただいています。したがって、残額も大田区に納めていただくことになります。なお、その年度の税金は他の市区町村から二重に課税されることはありません。

6
住民税
計算の
仕組み

住民税の計算の基本は、均等割額と所得割額を合算して求めます。

$$\text{住民税額} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

ここでは、個人住民税の計算の仕組みについて見てみましょう。

■ 個人住民税の計算のあらまし

個人住民税は、市区町村民税（特別区民税）と都道府県民税（都民税）を合算して求めます。

また、市区町村民税及び都道府県民税は、それぞれ均等割と所得割で構成されています。

$$\begin{cases} \text{市区町村民税（特別区民税）} = \text{市区町村均等割} + \text{市区町村所得割} \\ \text{都道府県民税（都民税）} = \text{都道府県均等割} + \text{都道府県所得割} \end{cases}$$

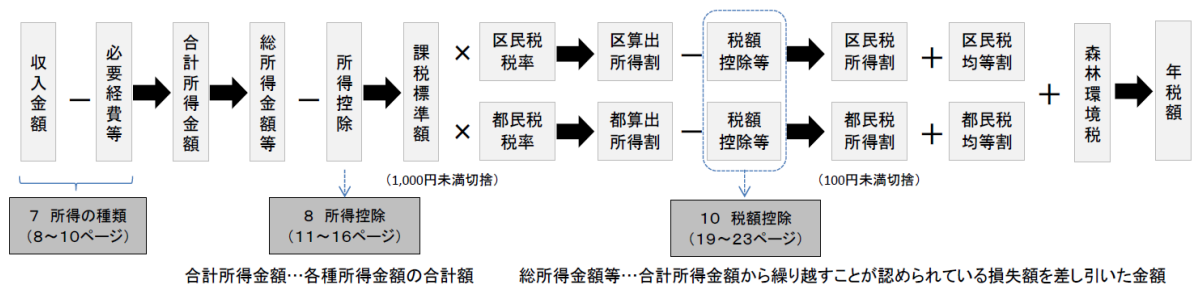
- ① 均等割 ……一定基準以上の所得がある住民が均等に負担する性格の税です。
- ② 所得割 ……前年の所得金額に応じて負担する性格の税です。

■ 税率 ■

	特別区民税	都民税	合計
均等割	3,000円	1,000円	4,000円
所得割	6%	4%	10%

※所得の種類によって税率が異なる場合があります。
※令和6年度から均等割と併せて森林環境税（1,000円）が課税されます。

■ 税額を算定するまでのながれ（一般的な例）



Q 東京では、前に住んでいた所で払った住民税と比べて税額は変わるのでしょくか？
また、所得税の税率はどうなっているのでしょうか？

A 住民税の税率は地方税法により標準税率が定められており、基本的には全国共通ですが、一部の自治体では独自の税率を設定している場合もあります。また、所得税の税率は、次のとおりです。

課税標準額	税率	速算控除額
195万円未満	5%	0円
330万円未満	10%	97,500円
695万円未満	20%	427,500円
900万円未満	23%	636,000円
1,800万円未満	33%	1,536,000円
4,000万円未満	40%	2,796,000円
4,000万円以上	45%	4,796,000円

所得税の他に復興特別所得税がかかります。

7 所得 の 種類

ここまで、住民税の仕組みや計算方法等を見てきました。

ここからは、**所得とは何か、控除とは何か**
について具体的に見ていきましょう。

■ 所得の種類

所得とは、収入金額からその収入を得るために要した経費を差し引いた残額のことをいいます。

$$\text{所得金額} = \text{収入} - \text{経費} \quad (\text{給与の場合給与所得控除})$$

■ 所得の種類 ■

種類	内容	種類	内容
①給与所得	社員の給与等	⑥譲渡所得	土地等の財産を売ったときの所得
②事業所得	事業を通じて生じる所得	⑦一時所得	クイズの賞金など
③利子所得	預貯金・公債・社債等の利子	⑧退職所得	退職金・一時恩給等の所得
④配当所得	株式・出資の配当等	⑨山林所得	山林を売った場合の所得
⑤不動産所得	地代・家賃・権利金等	⑩雑所得	①～⑨以外の所得（公的年金など）

1 給与所得

給与所得とは、給料・賃金・俸給・歳費・賞与及びこれらに類するものをいいます。会社等より支給されるのは給与収入であり、この給与収入の1年間の合計額から給与所得控除額を差し引いた額が給与所得となります。

※給与所得者が特定支出（通勤費・転任に伴う引越費用・研修費など）をした場合、その年中の特定支出の額の合計額が、給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超えるときは、確定申告によりその超える部分の金額を給与所得控除後の所得金額から差し引くことができます。

■ 給与所得控除後の給与所得の計算方法 ■

給与収入 (A)	給与所得	※
～ 550,999 円	0 円	※ 1,628,000 円以上 6,599,999 円までの収入については、4,000 円単位で端数整理します。 例：給与収入 3,913,149 円の場合 ① $3,913,149 \div 4,000 = 978.287\dots$ 小数点以下切捨て ② $978 \times 4,000 = 3,912,000$ -- (A) ③ $3,912,000 \times 80\% - 440,000 = 2,689,600$ ↑ 給与所得
551,000 円～1,618,999 円	A - 550,000 円	
1,619,000 円～1,619,999 円	1,069,000 円	
1,620,000 円～1,621,999 円	1,070,000 円	
1,622,000 円～1,623,999 円	1,072,000 円	
1,624,000 円～1,627,999 円	1,074,000 円	
※1,628,000 円～1,799,999 円	A × 60% + 100,000 円	
※1,800,000 円～3,599,999 円	A × 70% - 80,000 円	
※3,600,000 円～6,599,999 円	A × 80% - 440,000 円	
6,600,000 円～8,499,999 円	A × 90% - 1,100,000 円	
8,500,000 円～	A - 1,950,000 円	

給与収入額が 850 万円を超える方で、次のいずれかに該当する方は、給与収入額（1,000 万円を超える方は 1,000 万円）から 850 万円を控除した金額の 10% が給与所得額から控除されます。

【所得金額調整控除】

- ・ 本人が特別障害者に該当する方
- ・ 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する方
- ・ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する方

2 事業所得

事業所得とは、

- ア. 営業等所得……卸売業・小売業・製造業等の営業から生ずる所得のほか、医師・弁護士・作家・芸術家・自由業等の事業から生ずる所得
- イ. 農業所得……農業・酪農業等の栽培・生産等の事業から生ずる所得

以上2つに分類されます。

$$\text{事業所得} = \text{収入金額} - \text{必要経費}$$

3 利子所得

利子所得とは、公社債及び預貯金の利子、合同運用信託及び公社債投資信託の収益の分配金等をいいます。

$$\text{利子所得} = \text{収入金額}$$

4 配当所得

配当所得とは、法人から受ける利益の配当、剰余金の分配や法人の解散により受ける金品等をいいます。

$$\text{配当所得} = \text{収入金額} - \text{株式等の元本を取得するために要した借入金の利子}$$

5 不動産所得

不動産所得とは、地代・家賃・土地家屋の権利金・船舶などの貸付等から生ずる所得をいいます。必要経費には、固定資産税・損害保険料・修繕費・減価償却費等があります。

$$\text{不動産所得} = \text{収入金額} - \text{必要経費}$$

6 譲渡所得

譲渡所得とは、機械・自動車・ゴルフ会員権等の譲渡により生ずる所得をいいます。
(土地・建物などの課税については、26 ページ「12 土地等卖了ときの住民税」、
27 ページ「13 マイホームを卖了時の特例は？」を参照)
必要経費には、資産の取得費や譲渡費用等があります。

$$\text{譲渡所得} = \text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除}$$

7 一時所得

一時所得とは、クイズの賞金や競馬等の払戻金、生命保険の満期受取金などの一時的な所得をいいます。

$$\text{一時所得} = \text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除}$$

8 退職所得

退職所得とは、退職による一時に受ける退職手当等の所得をいいます。退職所得に対する住民税は、原則として退職金の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在にお住まいだった市区町村で、他の所得と区分して、課税されます。

$$\text{退職所得} = [\text{収入金額} - \text{退職所得控除}] \div 2$$

※詳しくは31 ページ「16 退職金にかかる住民税」を参照してください。

9 山林所得

山林所得とは、山林の伐採または譲渡による所得をいいます。

$$\text{山林所得} = \text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除}$$

※なお、山林所得は他の所得と分離して税額を計算します。

10 雑所得

雑所得とは、**1**～**9**の所得以外の所得で、公的年金等所得及び作家以外の方の原稿料、講演料などをいいます。

$$\text{雑所得} = \text{①公的年金等による所得} + \text{②公的年金等以外の所得}$$

①公的年金等による所得

■公的年金等の収入に係る雑所得の計算方法■

受給者の年齢	公的年金等の収入額	公的年金等による所得
65歳以上の方	330万円以下	収入額－110万円
	330万円超 410万円以下	収入額×75%－27.5万円
	410万円超 770万円以下	収入額×85%－68.5万円
	770万円超 1,000万円以下	収入額×95%－145.5万円
	1,000万円超	収入額－195.5万円
65歳未満の方	130万円以下	収入額－60万円
	130万円超 410万円以下	収入額×75%－27.5万円
	410万円超 770万円以下	収入額×85%－68.5万円
	770万円超 1,000万円以下	収入額×95%－145.5万円
	1,000万円超	収入額－195.5万円

円未満の端数切捨て

※上の表は公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合。1,000万円を超える方は大田区ホームページをご確認ください。

給与所得と年金所得の双方を有する方に対しては、給与所得控除後の金額（上限10万円）及び公的年金等に係る雑所得の金額（上限10万円）の合計から10万円を控除した残額が、給与所得の金額から控除されます。【所得金額調整控除】

②公的年金等以外の所得

$$\text{公的年金等以外の所得} = \text{収入金額} - \text{必要経費}$$

Q

1年間の公的年金等収入の合計額は、380万円でした。現在の年齢は67歳で、公的年金等以外の収入はありません。この年の所得額はいくらになるのでしょうか。

A

1年間の収入が公的年金等によるものだけなので、雑所得になります。上記の表より、
 $380 \text{万円} \times 75\% - 27.5 \text{万円} = 257.5 \text{万円}$
よって、1年間の雑所得額は、257.5万円となります。

8 所得控除

所得控除とは、個人の实情に応じた税負担とするために、（必要経費を差し引いた後の）所得金額から、さらに差し引くものです。

所得控除には、次のような種類があります。

控除の種類		
① 医療費控除	⑥ 扶養控除	⑪ ひとり親控除
② 社会保険料控除	⑦ 配偶者控除	⑫ 勤労学生控除
③ 小規模企業共済等掛金控除	⑧ 配偶者特別控除	⑬ 雑損控除
④ 地震保険料控除	⑨ 障害者控除	⑭ 基礎控除
⑤ 生命保険料控除	⑩ 寡婦控除	

1 医療費控除

① 医療費控除

納税義務者または生計を一にする配偶者・その他の親族が、病気やけがなどで病院等に医療費を支払ったときは、次の算式で得た金額を医療費控除額として所得から差し引くことができます。

医療費控除の限度額は 200 万円です。

$$\text{医療費控除額} = \text{※実際に負担した医療費} - 10 \text{ 万円または総所得金額等の } 5\% \text{ のいずれか少ない方の額}$$

※実際に負担した医療費とは 1 年間に支払った医療費から、保険金等で補てんされる金額を差し引いたものをいいます。

② 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制 令和 8 年 12 月 31 日まで）

納税義務者が、健康の保持増進や疾病予防のために健康診断を受診するなど一定の取組を行い、納税義務者または生計を一にする配偶者その他の親族のために、特定一般用医薬品等の購入費を支払った場合、次の算式で計算した額が控除されます。医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の限度額は 8 万 8 千円です。上記①医療費控除との併用はできません。

$$\text{医療費控除の特例適用金額} = \text{対象医薬品購入費} - 1 \text{ 万 } 2 \text{ 千円}$$

■ 医療費控除の受け方

所得税の年末調整を受けている方は、税務署に還付申告ができます。その他の方は確定申告の際に、医療費控除欄に記入します。いずれも病院や医師などの発行した医療費の領収書を基に作成した明細書を申告書に添付または提示しなければなりません。

また、医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用を受ける場合は、対象となる医薬品を購入した領収書を基に作成した明細書、健康の保持増進や疾病予防への一定の取組を行ったことを明らかにする書類を申告書に添付または提示しなければなりません。

■ 所得税の還付申告に必要なもの

源泉徴収票、医療費等の明細書、健康の保持増進や疾病予防への一定の取組を行ったことを明らかにする書類（医療費控除の特例を受ける場合のみ）、普通預金の口座番号の控えを用意します。

Q

昨年 1 年間に支払った医療費は、9 万円でした。10 万円を超えないと、医療費控除は受けられないのでしょうか。

A

上記①の算式のとおり、所得が 200 万円未満の場合は、所得の 5% のほうが 10 万円より少ないので、実際に負担した医療費が 10 万円に満たなくても、医療費控除を受けられることがあります。

2 社会保険料控除

社会保険料を負担している場合には、その支払額の全額を、所得から差し引くことができます。所得から控除できる社会保険料には、次のものがあります。

- ア. 国民健康保険、後期高齢者医療保険、社会保険など、各種の健康保険組合へ支払う保険料
- イ. 国民年金、厚生年金などの年金保険料、厚生年金基金などへの掛け金
- ウ. 雇用保険の労働保険料、介護保険の保険料

3 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済等の掛け金を支払ったときは、その支払額を所得から差し引くことができます。

4 地震保険料控除

納税者の居住する家屋などを対象とした地震保険契約による保険料の支払がある場合、次の算式で得られた額を所得から差し引くことができます。

経過措置として、平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約は今までの損害保険料控除が受けられます。

■地震保険料の支払額から計算する場合■

	支払額	控除額
地震保険料	50,000 円以下	支払額×2 分の 1
	50,001 円以上	25,000 円
旧長期損害保険料	5,000 円以下	全額
	5,001 円から 15,000 円	支払額×2 分の 1 +2,500 円
	15,001 円以上	10,000 円
両方の保険料を支払った場合	上記をそれぞれ計算した合計額で、限度額は 25,000 円	

※旧長期損害保険契約とは、満期返戻金などのあるもので契約期間が 10 年以上のものをいいます。

5 生命保険料控除

一般の生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合、次の算式で得られた額を所得から差し引くことができます。

※平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約に係る保険料（新一般生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料）と平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約に係る保険料（旧一般生命保険料、旧個人年金保険料）は、控除額の計算方法が異なります。

(1) 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した生命保険契約（新契約）の控除額の計算

	支払額	控除額
一般の生命保険料	12,000 円以下	支払額の全額
	12,001 円から 32,000 円	支払額×2 分の 1+6,000 円
	32,001 円から 56,000 円	支払額×4 分の 1+14,000 円
	56,001 円以上	28,000 円
介護医療保険料	同上	
個人年金保険料	同上	
2 以上の保険料を支払った場合	一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の支払いがある場合は、それぞれ上記で計算した額の合計額（限度額は 70,000 円）	

(2) 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した生命保険契約（旧契約）の控除額の計算

	支払額	控除額
一般の生命保険料	15,000 円以下	支払額の全額
	15,001 円から 40,000 円	支払額×2 分の 1+7,500 円
	40,001 円から 70,000 円	支払額×4 分の 1+17,500 円
	70,001 円以上	35,000 円
個人年金保険料	同上	
両方の保険料を支払った場合	一般の生命保険料と個人年金保険料の両方の支払いがある場合は、それぞれ上記で計算した額の合計額（限度額は 70,000 円）	

(3) 新契約と旧契約の両方がある場合

新契約と旧契約の双方の支払保険料について、一般の生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、一般の生命保険料控除または個人年金保険料控除は、それぞれ次のア及びイの金額の合計額（上限は 28,000 円）になります。

ア 新契約の支払保険料については、上記(1)の表により計算した金額

イ 旧契約の支払保険料については、上記(2)の表により計算した金額

6 扶養控除

扶養控除として認められるのは、次の二つの条件を満たす場合です。

- ア. 生計を一にする親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）であること。
- イ. 扶養親族となる方の、1年間の合計所得金額が48万円以下であること。
（給与収入のみであれば給与収入額は103万円までです。17ページ参照）

上の条件を満たす場合には、次の扶養控除が受けられます。

扶養控除額（一般の扶養親族）＝33万円

- ※ 扶養されている方の年齢が16歳以上19歳未満及び23歳以上70歳未満の場合に該当します。
- ※ 所得税では、38万円の控除が受けられます。

扶養控除額（特定扶養親族）＝45万円

- ※ 扶養されている方の年齢が19歳以上23歳未満の場合に該当します。
- ※ 所得税では、63万円の控除が受けられます。

扶養控除額（老人扶養親族）＝38万円

- ※ 扶養されている方の年齢が70歳以上の場合に該当します。
- ※ 所得税では、48万円の控除が受けられます。

扶養控除額（同居老親等）＝45万円

- ※ 70歳以上の扶養親族のうち、扶養されている方が親や祖父母で、納税者または配偶者と同居している場合に該当します。
- ※ 所得税では、58万円の控除が受けられます。

扶養控除の見直し

平成24年度住民税から16歳未満の扶養控除が廃止されました。また、16歳以上19歳未満は特定扶養控除（控除額45万円）から一般扶養控除（控除額33万円）に変更となりました。

なお、16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象とはなりません。住民税の非課税判定の算定対象及び障害者控除の対象になりますので、16歳未満の扶養親族についても必ず申告していただきますようお願いいたします。※詳しくは18ページ「9 非課税制度等」及び15ページ「9 障害者控除」を参照してください。

7 配偶者控除

納税義務者の合計所得金額が1,000万円（給与収入のみで1,195万円※所得金額調整控除の適用がない場合）以下で、配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合は、納税義務者の所得から、最高で次の金額を差し引くことができます。詳しくは、次ページ「8 配偶者控除額及び配偶者特別控除額」の表をご覧ください。

配偶者控除額（一般の配偶者）＝33万円

- ※ 所得税では、最高38万円の控除が受けられます。

老人配偶者控除額（70歳以上の配偶者）＝38万円

- ※ 所得税では、最高48万円の控除が受けられます。

8 配偶者特別控除

納税義務者の合計所得金額が1,000万円（給与収入のみで1,195万円※所得金額調整控除の適用がない場合）以下で、配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下のときに受けられます。控除額は次の表をご覧ください。

■ 配偶者控除額及び配偶者特別控除額 ■

配偶者の合計所得金額	控除の種類	納税義務者の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000 万円超
48万円以下	配偶者控除	33万円	22万円	11万円	控除適用 なし
	老人配偶者 控除	38万円	26万円	13万円	
48万円超100万円以下	配偶者 特別控除	33万円	22万円	11万円	
100万円超105万円以下		31万円	21万円	11万円	
105万円超110万円以下		26万円	18万円	9万円	
110万円超115万円以下		21万円	14万円	7万円	
115万円超120万円以下		16万円	11万円	6万円	
120万円超125万円以下		11万円	8万円	4万円	
125万円超130万円以下		6万円	4万円	2万円	
130万円超133万円以下		3万円	2万円	1万円	
133万円超	—	控除適用なし			

9 障害者控除

納税義務者または生計を一にする配偶者その他の親族に障がいのある場合は、障がい者1人につき所定の金額を所得から差し引くことができます。

※ 障害者控除は、16歳未満の扶養親族や同一生計配偶者（納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が48万円以下の方）に障がいのある場合にも適用されます。

障害者控除額 = 26万円

※ 所得税では、27万円の控除が受けられます。

特別障害者控除額 = 30万円

※ 所得税では、40万円の控除が受けられます。

同居特別障害者控除額 = 53万円

※ 所得税では、75万円の控除が受けられます。

■ 障がい者・特別障がい者とは次のいずれかに該当する方です。

- ① 愛の手帳の交付を受けている方（1・2度は特別障がい者）
- ② 身体障害者手帳の交付を受けている方（1・2級は特別障がい者）
- ③ 精神障害者保健手帳の交付を受けている方（1級は特別障がい者）
- ④ 成年被後見人など精神上の障がいにより物事を判断する能力を欠く常況にある方（特別障がい者）
- ⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている方（特別項症～第3項症は特別障がい者）
- ⑥ 年齢65歳以上の方で、障がい者または特別障がい者に準ずる者として市区町村等で障害者控除対象者認定書の交付を受けている方（要介護・要支援認定を受けている方で寝たきりの状況や認知症の程度が一定以上の方が対象）
- ⑦ 原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方（特別障がい者）

10 寡婦控除

現に婚姻しておらず、事実上、婚姻関係と同様の事情にある相手がいない方で、次のいずれかの条件に該当する場合は、次の金額を所得から差し引くことができます（ただし、ひとり親にあてはまる方を除きます）。

- ア. 夫と死別またはその生死が不明で、合計所得金額が 500 万円以下の方
- イ. 夫と離別し、扶養親族がいる方で、合計所得金額が 500 万円以下の方

寡婦控除額	= 26 万円
-------	---------

※ 所得税では、27 万円の控除が受けられます。

11 ひとり親控除

現に婚姻していない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次に掲げる条件を全て満たす方

- ア. その者と生計を一にする前年の総所得金額等が 48 万円以下の子を有する
- イ. 前年の合計所得金額が 500 万円以下
- ウ. 事実上婚姻関係と同様の事情にある方がいない

ひとり親控除額	= 30 万円
---------	---------

※ 所得税では、35 万円の控除が受けられます。

12 勤労学生控除

学生・生徒等で、合計所得金額が 75 万円以下で、そのうち、自分の勤労によらない所得の合計額が 10 万円以下の方は、勤労学生として、次の金額を所得から差し引くことができます。

勤労学生控除額	= 26 万円
---------	---------

※ 所得税では、27 万円の控除が受けられます。

13 雑損控除

台風などによる風水害、地震、火災などの災害または盗難、横領によって、住宅や家財に損害を受けた場合には、次のように雑損控除額を算出し、所得から差し引くことができます。

■ 雑損控除額の算出 ■ 次のア・イのうち、いずれか多い方の金額となります。

ア. 差引損失額－総所得金額等の 10 分の 1
イ. 災害関連支出の金額－5 万円

※ 差引損失額とは、損害額から保険金などによって補われた金額を差し引いた額をいいます。

14 基礎控除

納税義務者の合計所得金額に応じて、次の金額を所得から差し引くことができます。

合計所得金額	控除額
2,400 万円以下	43 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円
2,500 万円超	適用なし

パート収入と 扶養について

☆パート収入にかかる税金は？☆

パート収入も給与収入と同様に扱われますので所得税と住民税がかかります。

ア. 所得税

1月から12月までの1年間のパート収入で103万円までは、所得税はかかりません。103万円の給与収入を所得に換算すると48万円になり（8ページ参照）、課税計算上、基礎控除額48万円（所得2,400万円以下の場合）をここから差し引きますので、課税対象になる所得がゼロになるためです。

イ. 住民税・森林環境税

住民税及び森林環境税では、パートの収入金額が100万円（所得にすると45万円）までは、課税されません。これは、住民税及び森林環境税の計算上、1年間の合計所得金額が45万円までは、住民税がかからないという非課税制度（18ページ参照）があるからです。

パート収入で103万円までは税金がかからないといわれているのは、所得税のことであり、住民税及び森林環境税では、収入金額が100万円を超えると、住民税の基礎控除額の43万円（所得2,400万円以下の場合）を超えた所得金額に対して課税されることとなります。

☆夫(または妻)の扶養になれるかどうか…☆

税法上、たとえば妻が夫の扶養になるということは、夫が税の申告をする際に、配偶者控除を受けることをいいます。

ただし、配偶者控除が認められるのは、夫の1年間の所得が1,000万円以下かつ妻の1年間の合計所得金額が48万円以下の場合です。これを給与収入に換算すると103万円以下になります。103万円を超えると、妻は税法上の扶養になることができなくなり、妻自身にも所得税がかかることがあります。

なお、以上のことは税法上の扶養についてであり、健康保険組合や会社の手当などという扶養とは異なることもありますので、ご注意ください。

☆内職収入の場合の取り扱い？☆

内職収入は、事業所得または雑所得扱いとなります。所得の算出は次のとおりです。

$$\text{所得} = \text{内職収入} - \text{必要経費}$$

この必要経費として少なくとも55万円を計上できます。これを家内労働者の必要経費の最低保証といいます。妻の収入が給与収入ではなく、このような内職収入でも、所得税や住民税及び森林環境税のかかる限度や、配偶者控除が認められる条件などは、パート収入の場合と同じです。

Q

妻の1年間のパート収入が、161万円ありました。私の年収は900万円以下でしたが、配偶者控除は受けられるでしょうか。

A

配偶者の給与収入が103万円（給与所得にすると48万円）を超えると配偶者控除は受けられません。

ただし、配偶者の給与収入が161万円は、給与所得に直すと106万円ですので、配偶者特別控除を受けることができます。（給与所得の計算方法は、8ページをご覧ください。）その場合の控除金額は、15ページ 8 の表から26万円になります。

9 非課税 制度等

個人の住民税は、その地域に居住する人達で広くその市区町村の費用を負担することとされています。

しかし、所得を得ることができなかつた方などに対して、個人住民税を課税しないという、非課税の制度があります。

また、災害に遭つた方などを対象に減免措置もあります。
なお、森林環境税においても同様の措置があります。

住民税が課税されない方

1 均等割と所得割のどちらも課税されない方

- ① その年の1月1日現在で、生活保護法による生活扶助を受けている方
- ② その年の1月1日現在で、障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の方
- ③ 前年中の合計所得金額が、次の金額以下の方

同一生計配偶者及び扶養親族のいない方

・・・45万円

同一生計配偶者または扶養親族のいる方

・・・35万円×(同一生計配偶者(※1)＋扶養親族(※2)＋1)＋31万円

なお、①～③のいずれかに該当する場合、森林環境税も課税されません。

2 所得割が課税されない方

前年中の総所得金額等が、次の金額以下の方

同一生計配偶者及び扶養親族のいない方

・・・45万円

同一生計配偶者または扶養親族のいる方

・・・35万円×(同一生計配偶者(※1)＋扶養親族(※2)＋1)＋42万円

〔※1〕同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が48万円以下の方です。

〔※2〕扶養親族には、扶養控除が廃止された16歳未満の扶養親族も含まれます。

減免

風水害、火災等の災害により甚大な損害を受けた場合など、特別な事情があるときに限り、納期限前の税額について、減免する制度があります。

詳しくは、課税課にご相談ください。

10 税額 控除

税額控除とは、一定の要件に該当する場合に、住民税の所得割額から、一定の金額を控除するというものです。

税額控除には、「調整控除」「外国税額控除」「配当控除」「住宅借入金等特別税額控除」「寄附金税額控除」「配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除」があります。

1 調整控除

税源移譲により個々の納税者の負担が変わらないよう、所得税と住民税の人的控除額の差に基づく負担増(例：16 ページ「14 基礎控除」の場合、所得税では最大 48 万円控除できますが、住民税では最大 43 万円の控除となります。)を調整する減額措置が講じられます。これを「調整控除」といいます。

具体的には、合計所得金額 2,500 万円以下の方について、次の計算に従って求めた金額を住民税の所得割額から控除します。

1. 住民税の合計課税所得金額が 200 万円以下の方
 - ①と②のいずれか少ない額の 5% (都 2%、区 3%)
 - ① 人的控除額の差の合計額
 - ② 住民税の合計課税所得金額
2. 住民税の合計課税所得金額が 200 万円超の方

{人的控除額の差の合計額 - (住民税の合計課税所得金額 - 200 万円)} の 5%
(都 2%、区 3%)

ただし、{ }内の額が 5 万円未満の場合は 5 万円とする。

(※) 上記の合計課税所得金額には、申告分離課税にかかる課税所得金額は含みません。

(人的控除額の差額表)

控除の種類		控除額の差	控除の種類		控除額の差
基礎控除		5 万円	配偶者控除 (※1)	一般	5 万円
障害者 控除	特別	10 万円		老人	10 万円
	同居特別	22 万円	配偶者特別控除 (※1)	48 万円超 50 万円未満	5 万円
	その他	1 万円		50 万円以上 55 万円未満	3 万円
寡婦控除		1 万円	扶養控除	一般	5 万円
(母である) ひとり親		5 万円		特定	18 万円
(父である) ひとり親		1 万円		老人	10 万円
勤労学生		1 万円		同居老親等	13 万円

(※1) 配偶者控除及び配偶者特別控除については、納税者の合計所得金額によって「控除額の差」が通減します。

2 外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得税などを納めているときは、一定の方法により、その外国税額が税金から差し引かれます。

3 配当控除

株式の配当などの配当所得があるときは、その金額に下記の率を乗じた金額が税額から差し引かれます。

(配当控除率一覧表)

種 類	課税総所得金額 (※)		1,000 万円超の部分	
	1,000 万円以下の部分		区民税	都民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(※) 上記の課税総所得金額には、課税退職所得金額、課税山林所得金額は含みません。

4 住宅借入金等特別税額控除 (住宅ローン控除)

所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある方は、住民税の所得割額から控除することができます。

■ 対象者

平成 21 年から令和 7 年までの間に入居し、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある方

■ 控除を受けるための手続き

平成 22 年度から大田区への申告は不要となりました。ただし、所得税の住宅ローン控除の申告 (確定申告や年末調整) は今までどおり必要となります。

■ 控除される金額

次のいずれか少ない方の金額が控除されます。

① 所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額

② 所得税の課税総所得金額等の 5% (最高 97,500 円)

ただし、平成 26 年 4 月から令和 3 年 (※1) 12 月までに入居された方は、課税総所得金額等の 7% (最高 136,500 円)

※平成 26 年 4 月から令和 3 年 (※1) 12 月までに入居された方で消費税率 8%、または 10% にて住宅を購入された方については、消費税率引上げに伴う対応として控除限度額が拡充されました。

※令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 (※1) 12 月 31 日の間に入居された方で、消費税 10% にて住宅を購入された方については、一定の要件に該当する場合、控除期間が 3 年間延長されます。

※1 一定の期間内に契約を締結している場合、令和 4 年の入居にも適用されます。

5 寄附金税額控除

下表の団体等に寄附を行った場合、該当の控除額を住民税の所得割額から控除できます。

寄附先	控除額
都道府県・市区町村（特例控除対象）※1	① 基本控除 10%（都+区）+②特例控除
東京都共同募金会 日本赤十字社東京都支部	① 基本控除 10%（都+区）
東京都の条例で指定した団体や法人	① 基本控除 <u>4%（都のみ該当）</u>
大田区の条例で指定した団体や法人	① 基本控除 10%（都+区）

※1 災害義援金として募金団体に寄附したものなど、最終的に被災地方団体や義援金配分委員等に拠出されるものは、都道府県・市区町村への寄附に該当します。

① 基本控除

[寄附金額の合計（総所得金額等の30%が限度）－2,000円] × 10%

（都4%、区6%）

② 特例控除（所得割額の2割が限度）

令和元年6月以降に行った寄附については、総務大臣の指定を受けた都道府県・市区町村に限り、特例控除の対象となります。

[都道府県・市区町村
への寄附金額の合計 －2,000円] × (90%－所得税の税率×1.021※2)

※2 平成25年分から所得税に加えて復興特別所得税(2.1%)が課税されたことに伴い、所得税で寄附金控除の適用を受ける場合は、復興特別所得税分も軽減されるため、ふるさと納税に係る住民税の特例控除額が調整されます（平成26年度から令和20年度まで）

■ ふるさと納税ワンストップ特例制度

平成27年度の税制改正により、給与所得者などの確定申告を行う必要のない方が都道府県や市区町村へ寄附（いわゆる「ふるさと納税」）を行った場合、確定申告を行わなくても寄附金の控除が受けられます。この制度を利用できるのは、次の1及び2に該当する方です。

- 1 給与所得者や年金所得者であり、確定申告（住民税申告）を行わない方
- 2 ふるさと納税を行う自治体の数が5団体以内の方

この特例の適用を受けるためには、ふるさと納税先の自治体に申告特例申請書を提出する必要があります。また、申告特例申請書に記載の住所と寄附した翌年の1月1日の住所が異なる場合は、ふるさと納税先の自治体に申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

特例制度に該当する場合、所得税からの還付ではなく、所得税分の控除額（申告特例控除額）も含めて寄附金に係る控除額全額を住民税から控除します。

※ふるさと納税を行う自治体の数が6団体以上の方、申告特例申請書に記載の住所と寄附した翌年の1月1日の住所が異なる方のうち申告特例申請事項変更届出書を提出していない方が控除を受けるためには、確定申告（住民税申告）が必要です。

Q

品川区に寄附（ふるさと納税）をしました。税金の控除を受けるためには、どのような手続きを行えば良いですか。

A

税金の控除を受けるためには、原則として確定申告の手続きが必要です。ただし、ふるさと納税ワンストップ特例を申請する場合は、確定申告が不要となります。

①ふるさと納税ワンストップ特例制度の対象でない方 及び
ふるさと納税ワンストップ特例を申請しない方

確定申告の手続きが必要です。ふるさと納税を行った翌年に、寄附をした際に受け取った受領書等を添付して確定申告をしてください（※）。この申告により、所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方を受けることができます。

②ふるさと納税ワンストップ特例を申請する方の場合

給与所得者などの確定申告を行う必要のない方で、ふるさと納税を行う自治体の数が5団体以内である場合に限り、ふるさと納税ワンストップ特例の申請が行えます。

ふるさと納税を行う際に、それぞれの自治体に申告特例申請書を提出してください。

ただし、ふるさと納税を行った自治体の数が6団体以上の場合、または医療費控除等を受けるために確定申告が必要となった場合には、ふるさと納税を行った翌年に、寄附をした際に受け取った受領書等を添付して確定申告をしてください（※）。

※確定申告書の「住民税に関する事項」の「寄附金税額控除」欄の記入が漏れていると住民税の控除が受けられない場合があります。記入漏れのないよう申告をお願いします。

6 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

上場株式等配当所得等、上場株式等譲渡所得等から、都民税配当割、都民税株式等譲渡所得割が5%特別徴収されている方が、その所得について確定申告した場合、翌年度の特別区民税・都民税の所得割から配当割額、株式等譲渡所得割額を控除します。（控除全体に対して特別区民税3/5、都民税2/5の割合で控除）

控除することができなかった額については、均等割額及び森林環境税に充当等し、充当等しきれなかった額は還付します。（28・29 ページ参照）

※平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき特定公社債等（国債、公募公社債投資信託など）の利子等については、都民税利子割の課税対象から除外され、都民税配当割が課税されることになりました。

7 特別税額控除（定額減税）

令和6年度分の個人住民税は、定額減税が行われます。対象者の所得割の額から以下の①と②の合計額が控除されます。

■対象者

令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみであれば2,000万円以下）の方

■控除される金額

①納税者本人 1万円

②控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除く。） 1人につき1万円

控除対象配偶者とは、同一生計配偶者（納税義務者本人と生計を一にする配偶者で前年の合計所得金額が48万円以下の方）のうち、納税義務者本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者を指します。また、扶養親族とは、納税義務者本人と生計を一にする親族で前年の合計所得金額が48万円以下の方を指します。

11 住民税 の 計算

いままで所得や控除について説明してきましたが、ここで、実際に計算してみましょう！

例 標準的世帯 (夫婦、子供2人)
前年分給与収入 7,000,000 円

Step① 給与所得なので給与所得控除後の金額 (所得金額) を求めます。
所得金額 5,200,000 円……………A *8ページ計算表より

Step② 次に、所得控除額を求めます。
所得控除額 1,610,000 円……………B

所得控除内訳	社会保険料	467,000 円
	地震保険料支払い	60,000 円 (控除額 : 25,000 円)
	生命保険料支払い (新一般)	100,000 円 (控除額 : 28,000 円)
	扶養控除 (子供 17、10 歳)	330,000 円
	配偶者控除	330,000 円
	基礎控除	430,000 円

11~16ページを参照してください。

Step③ さらに、実際の計算の根拠になる課税所得金額を求めます。
課税標準額 (A - B) 3,590,000 円……………C 1,000 円未満切捨て

Step④ この課税所得金額が計算できたら、次の表により均等割額・所得割額それぞれを計算します。

	均等割額	所得割額	合計
都 民 税	1,000 円	$C \times 4\% = 143,600$ 円 ▲調整控除額 = 1,000 円 ……D 所得割額 = 143,600 - 1,000 = 142,600 円	143,600 円*
特別区民税	3,000 円	$C \times 6\% = 215,400$ 円 ▲調整控除額 = 1,500 円 ……E 所得割額 = 215,400 - 1,500 = 213,900 円	216,900 円*

*印は 100 円未満切捨て

$143,600 \text{ 円} + 216,900 \text{ 円} + 1,000 \text{ 円 (森林環境税)} = 361,500 \text{ (住民税 + 森林環境税)}$

調整控除
の計算

この例の場合、人的控除額の差が (19ページの「1 調整控除」を参照してください) 扶養控除 (一般) の差 5 万円 + 配偶者控除の差 5 万円 + 基礎控除の差 5 万円 = 15 万円、課税所得金額が 200 万円超なので、19ページ 1 の 2 の計算式をあてはめ、 $\{15 \text{ 万円} - (359 \text{ 万円} - 200 \text{ 万円})\} \times 5\%$ となり、 $\{ \}$ 内が 5 万円未満となるので、5 万円 \times 5% (都 2%、区 3%) から D 1,000 円、E 1,500 円となります。

Step⑤上記の住民税及び森林環境税の支払方法は、次のとおりになります。
 (詳細は5ページ「4 申告から納付まで」、32ページ「17 納税の方法」参照)

特別徴収 (給与差引きの場合)	6月	7月～翌年5月			合計
	30,400	30,100			361,500
普通徴収 (個人払いの場合)	第1期	第2期	第3期	第4期	合計
	91,500	90,000	90,000	90,000	361,500

なお、令和6年度は定額減税が行われ、住民税額及び森林環境税額の支払方法は、次のとおりになります。

上記の世帯の場合、4万円が定額減税されます。

(納税者本人1万円 + 控除対象配偶者1万円 + 扶養親族2人2万円 = 4万円)

特別徴収	6月	7月	8月～翌年5月	合計	
	徴収なし	29,500	29,200	321,500	
普通徴収	第1期	第2期	第3期	第4期	合計
	51,500	90,000	90,000	90,000	321,500

12 土地等を 売った時 の住民税

所有していた土地、建物や借地権を譲渡したときは、税務署に確定申告をしなければなりません。この譲渡により利益が生じた場合は、所得税とともに住民税も課税されます。

税額を計算する場合には、給与など他の所得と区分して計算します。これを「分離課税」といいます。この税額計算にあたっては、土地、建物等を所有していた期間や譲渡先などにより、それぞれ税率が異なります。また譲渡の内容によって特別控除額も異なります。

1 譲渡所得にかかる課税対象額（課税譲渡所得）

課税対象額＝譲渡価額－取得費^ア－譲渡費用^イ－特別控除^ウ

ア. 取得費 …譲渡した土地・建物の購入時の代金や購入手数料
実際の購入代金が不明なときは、売却価額の5%で計算

イ. 譲渡費用…土地、建物を売却するために直接支出した費用等
(例：仲介手数料・測量費用・立退料・取壊し費用等)

ウ. 特別控除

	特別控除額
居住していた土地、建物	3,000万円
収用	5,000万円

※特別控除には、全体を通じて限度額があります。

その他の特別控除については最寄りの税務署へお問い合わせください。(49ページ参照)

2 税 額

税額＝課税譲渡所得×税率

	長期譲渡所得	短期譲渡所得
所 得 税	15.315%	30.63%
特別区民税	3%	5.4%
都 民 税	2%	3.6%

※所得税率には、復興特別所得税が含まれます。

長期・短期の区別

	長期譲渡所得	短期譲渡所得
所有期間	5年超	5年以下

※期間は譲渡した年の1月1日を基準とします。

13
マイホーム
を売った時
の特例は？

自分が住んでいる家と敷地を譲渡したとき、または、一定の条件のもとに買い換えたときには次の特例があります。

1 売却した場合

●3,000万円の特別控除
所有期間が長期、短期を問わず、譲渡所得から3,000万円を差し引くことができます。

●軽減税率の特例

譲渡した年の1月1日現在で、家屋と敷地の所有期間がともに10年を超えるマイホームを譲渡した場合は、3,000万円の特別控除を適用した後の長期譲渡所得金額に対して、次のように軽減された税率で課税を受けることができます。

	6,000万円以下の場合	6,000万円を超えた場合
所得税	10.21%	15.315%－300万円
特別区民税	2.4%	3%－36万円
都民税	1.6%	2%－24万円

※ 所得税率には、復興特別所得税が含まれます。

2 買換えの場合の特例

所有期間が10年を超える家屋または土地等で、その個人が10年以上の期間にわたって居住の用に供していたものを譲渡し、その譲渡をした年の前後1年以内に自己の居住の用に供する家屋または敷地を取得した場合、売った金額より新たに購入した金額の方が多いときは、譲渡がなかったものとして、次の譲渡が行われるまで譲渡所得に対する課税が見送られます。

売った金額より新たに購入した金額の方が少ないときは、その差額を収入金額として譲渡所得の金額の計算を行います。

なお、この買換えの特例を受ける場合は、1の3,000万円の特別控除や軽減税率の特例の適用は受けられません。

詳しくは、税務署（49ページ「26 窓口のご案内」参照）にお問い合わせください。

不動産の売買等には税金がかかる場合があります。確定申告をして、所得税を納めた後に、住民税の納税通知書が送られます。
土地、建物を売った後には、住民税や所得税を納付できるよう、しっかりと資金計画を立てておきましょう。

14
株式等の
譲渡所得等
配当所得等

株式等の譲渡所得等や配当所得等は他の所得と区分し、それぞれ特別な税率で計算します。

株式等の譲渡所得等と配当所得等は、**申告が不要なもの**（源泉徴収（特別徴収）が行われるもの）と**申告が必要なもの**があります。

なお、非課税口座（NISA口座）内の少額上場株式等の配当等及び譲渡益については、非課税となっています。

※平成25年度の税制改正により、金融所得課税の見直しが行われ、公社債等の課税方式が変更されました。平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき公社債等に係る利子所得及び譲渡所得等については、「特定公社債等」と「一般公社債等」に区分し、課税することとなりました。これにより、国債や公募公社債投資信託などは特定公社債等と定義され、税法上は上場株式等と同じ扱いになりました。

1 申告が不要となる株式等譲渡所得等と配当所得等

特定の株式や公社債等の譲渡所得等（税の申告・納税を代行する証券会社等を開く源泉徴収を選択した特定口座内のものに限る）や配当所得等に対する所得税・住民税は、証券会社や利子・配当支払者等が源泉徴収（特別徴収）することで納税関係が終了します。したがって、個人からの申告は原則として不要です。

区 分	適用税率	徴収方法等
株式等の 譲渡所得等	20.315% （所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税5%）	源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡所得等から源泉徴収（特別徴収）されます。
配当所得	20.315% （所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税5%）	上場株式等（発行株式総数3%以上保有の大口株式を除く）の配当所得から源泉徴収（特別徴収）されます。
利子所得	20.315% （所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税5%）	特定公社債等（国債や公募公社債投資信託など）の利子所得から源泉徴収（特別徴収）されます。

※ 特別徴収された住民税は、証券会社等が株式等譲渡所得割または配当割として都に納め、そのうち約3/5相当額が交付金として都から区へ交付されます。

上場株式等の譲渡所得等、配当所得、利子所得については、源泉徴収（特別徴収）されているため申告が不要であっても、申告をして各種控除などを受けられる場合があります。

ただし、申告すると譲渡所得等、配当所得、利子所得は合計所得金額に算入されます。その結果、扶養控除や配偶者控除の対象外となったり、住民税非課税限度額制度の判定から外れたりして扶養主やご自身の住民税が上がる場合があります。また、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料が上がる場合や、高齢者の医療窓口での自己負担割合が引上げになることもあります。

他の所得やご家族の所得状況などをよくご確認の上、申告するかしないかをご検討ください。

※令和6年度（令和5年分）より、所得税と特別区民税・都民税の課税方式を一致させることとなり、異なる課税方式を選択することはできなくなりました。

- 上場株式等の譲渡所得等や利子所得を申告する場合は、申告分離課税となります。

区 分	適用税率	課税方式
株式等の譲渡所得等	20.315% (所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税5%)	申告分離課税
利子所得	20.315% (所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税5%)	申告分離課税

- 上場株式等の配当所得を申告する場合は、次のとおり総合課税または申告分離課税を選択します。

総合課税を選択した場合

適用税率	備 考
所得税 超過累進税率（5%～45%）及び復興特別所得税 住民税 10%	配当控除の適用可 上場株式等譲渡損失との損益通算不可

申告分離課税を選択した場合

適用税率	備 考
20.315% (所得税及び復興特別所得税 15.315%、 住民税 5%)	配当控除の適用不可 上場株式等譲渡損失との損益通算可

2 申告が必要となる株式等譲渡所得等と配当所得

区 分	適用税率	課税方式等
株式等の譲渡所得等	20.315% (所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税5%)	源泉徴収を選択しない特定口座内の上場株式等や、一般口座内の株式等は申告が必要です。課税方式は申告分離課税となります。
配当所得	所得税（超過累進税率5%～45%） 及び復興特別所得税 (支払時に 20.42%源泉徴収) 住民税 10%	未上場（未公開）株式等や発行株式総数3%以上保有の大口保有上場株式等の配当所得は申告が必要です。課税方式は総合課税となります。

15
退職後の
住民税の
支払は？

住民税は、前年中の所得に対して課税されます。

1 給与から住民税を差し引かれていた方

個人の住民税は、前年中の所得をもとに税額を決定し通知します。給与所得者の1年間の住民税は、6月から翌年5月まで12回に分けて給与から差し引かれ、給与支払者を通じて区へ納入されます。

年の途中で退職する場合、以下のいずれかで5月までの残りの住民税を納めます。

ア 給与支払者が残りの住民税を退職時にまとめて給与から差し引き、一括納入

イ 個人で納付

個人納付の納期限は、通常年4回※です。

※6月・8月・10月・翌年1月の各末日（土曜・休日の場合はその翌日）

年の途中で個人納付へ変更する場合、残りの住民税を年4回の納期限のうち通知時点で未到来の回数で分割し、個人宛てに納税通知書をお送りします。

例えば、給与支払者から8月上旬に届出があった場合、9月上旬に納税通知書をお送りし、残りの住民税を第3期（10月末日が納期限）と第4期（翌年1月末日が納期限）の2回に分けて納めていただきます。

ただし、1月から4月に退職する方に未徴収税額があるときは、アの一括納入とすることが給与支払者に義務づけられています。

2 会社等を退職した翌年の住民税

個人の住民税は、前年中の所得に対して課税されます。

例えば、学校を卒業し初めて社会人になった方は、前年に所得がない場合、就職した最初の一年度は住民税が課税されません。

一方、会社などを退職した方は、その年に所得がなくても、前年中の所得に対して住民税が課税されます。

Q

昨年12月に会社を退職した際、住民税の残りをすべて納めました。ところが、今年の6月になって、区から納税通知書が届き驚いています。現在収入がないのに、何かの間違いではないでしょうか？

A

退職時に納めた住民税は前年度分の残りです（もし退職していなければ、今年の1月から5月までの給与から差し引かれる予定であった住民税）。住民税は所得税と異なり、所得のあった年の翌年に税金がかかります。今年の6月にお送りした納税通知書は、前年中の所得をもとに計算した今年度分の住民税です。

16
退職金
にかかる
住民税

退職金に対しても住民税は課税されます。
給与所得などの他の所得とは別に税計算をおこないます。

1 だれが納めるの？

退職金支払者が住民税を源泉徴収して納めます。

2 いつまでに？

住民税を徴収した月の翌月 10 日（土曜・休日の場合はその翌日）までに納めます。

3 どこに納めるの？

退職金の支払いを受ける方の、退職金の支払いを受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の 1 月 1 日現在にお住まいだった市区町村へ納めます。

4 退職金の住民税の計算は？

(1) 退職所得の金額

$$\text{（退職金の額－退職所得控除額）} \times 1 / 2 \text{（1,000 円未満切捨て）}$$

退職所得控除額

- 勤続年数が 20 年以下の場合
40 万円×勤続年数（80 万円に満たないときは 80 万円）
- 勤続年数が 20 年を超える場合
800 万円+70 万円×（勤続年数－20 年）
〔勤続年数は端数切上げ〕

※勤続年数 5 年以下の特定役員等は、退職所得控除後の 1 / 2 は適用外となります。

※勤続年数 5 年以下の特定役員等以外は、退職所得控除後の残額で 300 万円を超える部分は 1 / 2 適用外となります。

(2) 税額

$$\text{退職所得の金額} \times \text{税率（100 円未満切捨て）}$$

税率は特別区民税 6 % 都民税 4 % です。

Q

勤続年数 21 年と 3 か月で退職し、19,721,026 円の退職金を受けることになりました。住民税は、どのくらいの金額になりますか？

A

まず、勤続年数の端数を切上げ 22 年とします。
退職所得控除額は、
800 万円+70 万円×（22 年－20 年）=940 万円
次に、退職所得の金額は、
（19,721,026 円－940 万円）×1/2=5,160,000 円
（1,000 円未満切捨て）
よって、税額は次のようになります。
特別区民税
5,160,000 円×6%=309,600 円
（100 円未満切捨て）
都民税
5,160,000 円×4%=206,400 円
（100 円未満切捨て）

17 納税 の 方法

普通徴収と特別徴収 口座振替（普通徴収及び軽自動車税（種別割））

1 納税のしくみ及び納期限

住民税及び森林環境税は以下のいずれかで納めます。

ア 普通徴収（自営業などの方）

納税通知書に基づき、納税義務者が納期（通常6月・8月・10月・翌年1月）ごとに納付します。

イ 特別徴収（会社員または公的年金を受給している方）

以下のとおり特別徴収義務者が納入します。

●会社員などの給与所得者

給与支払者が6月から翌年5月まで毎月の給与から差し引き、納入します。

●公的年金を受給している特別徴収対象年金所得者

年金保険者が通常4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月の年金支給時に年金から引き落とし、納入します。

※詳細は、34ページ「18 年金からの特別徴収」をご覧ください。

2 納付場所・方法

銀行、信用金庫、信用組合、ゆうちょ銀行等、大田区役所納税課、特別出張所で納付書（納入書）により納めることができます。

※バーコードが印刷された納付書（30万円まで）について

コンビニエンスストア、MMK設置店（駅にあるコンビニエンスストア、ドラッグストア、スーパーマーケット）、バーコード決済、モバイルレジ（ネットバンキング支払い又はクレジットカード支払い）も利用できます。

※軽自動車税（種別割）の納付書について

上記のほか地方税共通QRコード（eL-QR（エルキューアル）またはeL（エル）番号）も利用できます。

3 口座振替納税

特別区民税・都民税・森林環境税（普通徴収）及び軽自動車税（種別割）は申込みにより、ご指定の預貯金口座からの自動引落しで納めることができます。

※特別区民税・都民税・森林環境税（特別徴収）の口座振替はできません。

ア 申込方法

1 口座振替依頼書の提出

振替希望口座のある金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、ゆうちょ銀行等）または大田区役所納税課（※）へ提出してください（※納税課へは郵送による提出も可能）。

※用紙は区内金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、ゆうちょ銀行等）、大田区役所納税課及び特別出張所にあります。大田区ホームページからダウンロードもできます。

※窓口へ提出する場合は、預（貯）金通帳と通帳印をお持ちください。

※大田区役所納税課へ持参いただける方で、一部金融機関（令和6年4月1日時点で7行）の口座を指定される場合は、金融機関届出印の押印に替えて、専用端末でのキャッシュカード読取りにより手続きを完了できます。

2 モバイルレジによる申込み（大田区ホームページをご覧ください。）

イ 振替方法

申込時にいずれかを選択できます。

- ・「各期振替」…年4回（各期納期限）
- ・「全期振替」…一年分を一括（第1期納期限）

ウ 申込期限（右表参照）

【申込期限と振替日】

納期	申込期限	振替日
全期 第1期	4月30日	6月末日
第2期	7月10日	8月末日
第3期	9月10日	10月末日
第4期	12月10日	1月末日

※振替日が土曜・休日の場合は、その翌日になります。

エ 申込後の変更・取消

以下の届出が必要です。

- ・振替口座や振替方法を変更するとき 口座振替依頼書（変更）
- ・口座振替をやめるとき 口座振替依頼書（取消）

オ 軽自動車税（種別割）

令和6年度の口座振替受付は終了しました。来年度以降口座振替を希望される方は、令和7年3月31日までにお申し込みください。

カ 口座振替についての問合せ先

納税課収納推進担当（収納） 電話 5744-1205

4 還付・充当

ア 住民税・森林環境税・軽自動車税（種別割）の還付

税金が納め過ぎになった場合（重複納付、確定申告等の結果税額が減額になったとき等）は還付します。納期限の過ぎた未納の住民税等がある場合は、納め過ぎた分を未納分に充当等し、残りがあればその金額を還付します。

イ 還付方法

ご指定の口座へ振り込みます。

- 1 支払金口座振替依頼書により還付金振込用口座（本人名義に限る）を届け出ていただきます。（一度登録が完了すると、変更の申出がない限り当該口座にお返しします。）
- 2 1の届出をしていない方が、本人名義の口座を口座振替納税のために登録済みの場合、その口座にお返しします。

Q

住民税を納め忘れていたら、督促状がきたのでその納付書で納めました。ところが昨日、以前に送られてきていた納付書が見つかり、それについても納めてしまいました。いつ返してもらえますか？

A

納付された住民税を区が収納するまでには、2週間程度（納付方法により若干異なります。）かかります。重複分の収納後にお返しする手順期間を合わせると納付日からおおむね2か月後となります。

Q

納期限8月31日の住民税第2期分を9月24日に銀行で納付した。ところが、9月29日付で督促状がきた。一体、どういうことなのか？

A

督促状は、納期限までに住民税が納付されないときに法令に基づいてお送りするものです。住民税を銀行・ゆうちょ銀行・コンビニエンスストア等、モバイルレジ及びバーコード決済で納付手続きをした場合、区が収納するまでに2週間程度かかります。納期限後に納付手続きをした方にはこの期間に督促状が作成され、行き違いで送られることがあります。各期の住民税は、忘れずに納期限までに納めてください。

18
年金からの
特別徴収

公的年金等所得に係る住民税は、年金支払時に引き落としをします。

1 対象となる方・・・次の①から④のすべてに該当する方です。

- ① 4月1日現在、満65歳以上の方
- ② 公的年金等の所得に住民税が課税される方
- ③ 公的年金の年間受給額が18万円以上の方
- ④ 介護保険料が公的年金から引き落としされている方

2 対象となる年金

老齢基礎年金、退職年金、企業年金などの公的年金等所得に係る住民税額を、介護保険料を引き落とししている年金から特別徴収します。障害年金や遺族年金などの非課税の公的年金や企業年金からの引落しはしません。

※ 公的年金＝国民年金、厚生年金、各種共済年金など国や公的機関が行っている年金
 ※ 公的年金等＝公的年金のほか、企業年金（厚生年金基金、企業年金基金など）等
 （生命保険会社等の積立年金は入りません。）

3 対象となる税額・・・公的年金等所得に係る所得割額・均等割額です。

公的年金等以外の所得（給与所得や事業所得など）があり、その所得に係る住民税が発生する方は、その年金以外の所得に係る住民税額については、特別徴収の対象になりません。これまでどおり、給与からの差引きや、納付書または口座振替等で納めていただきます。

4 納付方法

納付方法は、前年度から引き続き特別徴収の方と、新たに特別徴収となった方で異なります。

ア 前年度から引き続き特別徴収の方

- ・年度の前半にあたる4月・6月・8月の各回の年金受給時に、前年度の公的年金等所得に係る住民税額（年税額）の6分の1に相当する額を年金から引き落とします。（仮特別徴収）
- ・年度の後半は、6月に確定した住民税額から、仮特別徴収した額を差し引いた残額を、10月・12月・翌年2月の3回に分けて年金から引き落とします。
- ・公的年金等以外の所得に係る住民税が生じる方は、その分については特別徴収とは別に個人で納付をしていただきます。（普通徴収）

納付または納入月 納付方法	前半 (仮特別徴収期間)			後半			
	4月	6月 (1期)	8月 (2期)	10月 (3期)	12月	1月 (4期)	2月
(A)公的年金等所得に係る住民税	○	○	○	○	○	—	○
(B)公的年金等以外の所得に係る住民税	—	○	○	○	—	○	—

イ 特別徴収初年度の方（65歳になられた方や前年度特別徴収が中止になったが今年度再開する方）

特別徴収初年度は前半と後半で納付の方法が異なります。

- ・年度の前半は、公的年金等所得に係る住民税の半分を、6月（1期）・8月（2期）の2回に分けて、納付書または口座振替により個人で納付していただきます。
- ・年度の後半は、残りの半分を、10月・12月・翌年2月の年金受給時に3回に分けて特別徴収されます。
- ・公的年金等以外の所得に係る住民税がある方は、その分については、年度の後半の10月（3期）・翌年1月（4期）についても個人で納付していただきます。

納付方法	納付または納入月	前半		後半			
		6月 (1期)	8月 (2期)	10月 (3期)	12月	1月 (4期)	2月
(A)公的年金等所得に係る住民税	個人納付 (普通徴収)	○	○	—	—	—	—
	公的年金からの引き落とし	なし		○	○	—	○
(B)公的年金等以外の所得に係る住民税	個人納付 (普通徴収)	○	○	○	—	○	—

※公的年金等所得のみの方は（A）の納め方になります。

※公的年金等以外の所得に係る住民税が生じる方は、6月・8月は（A）（B）合算の金額を個人納付していただきます。10月及び翌年1月は（B）のみを個人納付していただき、（A）が特別徴収となります。

5 その他

令和6年度以降、均等割が特別徴収される方については、森林環境税も併せて特別徴収されます。

Q 金融機関等での窓口払いや口座振替を選ぶことはできますか？

A この制度は、公的年金を受給してその金額に住民税及び森林環境税がかかる方は年金から引落しをするということを法律で定めたものであり、ご本人が納付方法の選択をすることはできません。

Q 年金所得のほかに、不動産所得があります。住民税の全額が公的年金から引き落とされるのですか？

A 引落しの対象は、公的年金等の所得金額にかかる税額です。ご質問の事例の場合は、住民税及び森林環境税全体から不動産所得にかかる税額を引いた残りの税額が公的年金からの引落対象となります。給与所得を含む複数の所得がある場合は、給与からの差引き、公的年金からの引落し、個人納付（納付書または口座振替等）の組合せになることもあります。なお、年金収入があっても、住民税及び森林環境税が非課税の方は、公的年金からの引落しは行われません。

住民税を法律に定められた納期限までに納めない場合は、
納期限後の日数に応じた延滞金を住民税に加算します。

1 延滞金とは？

本来、住民税は納期限内納付が義務づけられています。納期限までに納付された納税者との公平を図るため、納期限までに納めない方に対し、延滞金を住民税に加算します。

延滞金は、未納の税額に対し年 14.6 パーセントで計算されます。ただし、納期限の翌日から 1 か月までは年 7.3 パーセントで計算されます。

なお、当分の間、利率は、特例を適用するものとされています。（下記³参照）

2 延滞金の計算方法

$$(\text{本税} \times \text{利率 } a \times \text{延滞日数 } b) \div 365$$

a 延滞利率

本則：年 14.6%

（納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間は 7.3%）

ただし、当分の間、下記³の特例が適用されています。

b 延滞日数

納期限の翌日から納付日までの日数

3 延滞金割合の特例

平成 26 年 1 月 1 日から 令和 2 年 12 月 31 日まで	納期限の翌日から 1 か月を経過する日まで	1 か月を経過した日以降
	※特例基準割合 + 1 % (平成 30 年 1 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日までは 2.6%)	※特例基準割合 + 7.3 % (平成 30 年 1 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日までは 8.9%)

※「特例基準割合」とは、財務大臣が各年の前年の 12 月 15 日までに告示する割合（各年の前々年 10 月から前年 9 月までの各月における銀行の新規短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して計算した割合）に、1 %を加算した割合

令和 3 年 1 月 1 日以降	納期限の翌日から 1 か月を経過する日まで	1 か月を経過した日以降
	※延滞金特例基準割合 + 1 % (令和 3 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日までは 2.5%)	※延滞金特例基準割合 + 7.3 % (令和 3 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日までは 8.8%)

(令和 3 年の延滞金特例基準割合は、年 1.5%)

※「延滞金特例基準割合」とは、財務大臣が各年の前年の12月15日までに告示する割合

令和4年1月1日以	納期限の翌日から1か月を経過する日まで	1か月を経過した日以降
	※延滞金特例基準割合+1% (令和4年1月1日~令和5年12月31日までは2.4%)	※延滞金特例基準割合+7.3% (令和4年1月1日~令和6年12月31日までは8.7%)

(令和5年の延滞金特例基準割合は、年1.4%)

※「延滞金特例基準割合」とは、財務大臣が各年の前年の12月15日までに告示する割合

Q

令和5年度住民税第1期分（納期限令和5年6月30日）67,800円を納め忘れ、令和5年11月30日に納めたら延滞金がついた。
延滞金の計算方法は？

A

納期限を過ぎて納めると延滞金が増算されます。延滞金は各期（月）別の納期限の翌日から納付日までの期間に応じて計算されます。
延滞金の利率は、当分の間特例が適用されます。

計算例は次のとおりです。
住民税の **1,000円未満の額を切り捨てた額**を算出基礎とします。

67,000円 × 2.4% × 31日 ÷ 365 = 136円
67,000円 × 8.8% × 122日 ÷ 365 = 1,970円
136円 + 1,970円 = 2,106円 → **2,100円**
(端数処理)

ただし、本税が2千円未満の場合及び延滞金が千円未満の場合には、延滞金は徴収しません。

災害や病気、事業の廃止など思いがけない事態が… …こんなときはご相談を！

様々な事情により納期限どおりに納められない方については、状況により次のような納税方法をとることができます。お早めにご相談ください。

1 納税の猶予

一定の条件を満たせば、原則として1年以内の期間に限り、納税の猶予をすることができます。この場合は、猶予された期間内に分割して納めるか、期間満了時に一括して納めることとなります。

猶予に該当する事情とは、災害、病気、事業の休廃止や事業上の著しい損失を受けたときなどがあります。手続きは申請書に税額、期間、納付が困難な理由、納付計画を記入して提出していただきます。その際、申請理由を裏付けるもの（例：診断書など）も提出してください。また、100万円を超えるような場合は、担保が必要となります。

2 納税相談

納税が困難になったとき、そのままにしておくと延滞金がついてしまうばかりでなく、差押などの滞納処分（次ページ参照）を受けることもあります。

納期限までの納税が困難なときや、納税方法等の相談を希望する場合はお早目にご連絡ください。分割納付などの方法もあります。

住民税の納税相談は、大田区役所納税課まで。

こんな場合、どうなる住民税？

Case 1 国外転出した方の住民税

住民税は、その年の1月1日現在の住所地で課税されます。したがって、1月2日以降に国外へ転出された場合でも、課税されますので、日本にいないから納税しなくてよいということではありません。長期にわたって海外で生活する予定の方は、本人にかわって納税してもらえる「納税管理人」を申告していただきます。

一般的に納税管理人には、区内在住の家族・友人・知人の方を指定されているようです。「納税管理人」の申告手続きをされないまま国外へ転出されますと、家族の方々にご迷惑をおかけすることがありますので、渡航前に必ず手続きをお願いします。

Case 2 死亡した方の住民税

住民税は前年の所得に対して課税し、基準日はその翌年の1月1日としています。

例えば、納税者本人が基準日の翌日以降（1月2日以降）に死亡された場合でも、住民税は課税されます。

死亡された方の財産等を相続した方が相続人となります。したがって、相続人は死亡された方の住民税についても納めなければなりません。また、相続人は1人とは限りません。家族など複数人で相続した場合は、按分された税金をそれぞれ納めることとなります。ただし、相続の権利をすべて放棄した場合は、納める義務はありません。

なお、この場合手続きが必要となりますので、詳しくは課税課にお問い合わせ下さい。

21 滞納 処分

督促状、催告書 …… 差押え…
…こんな事態になる前にご相談を！

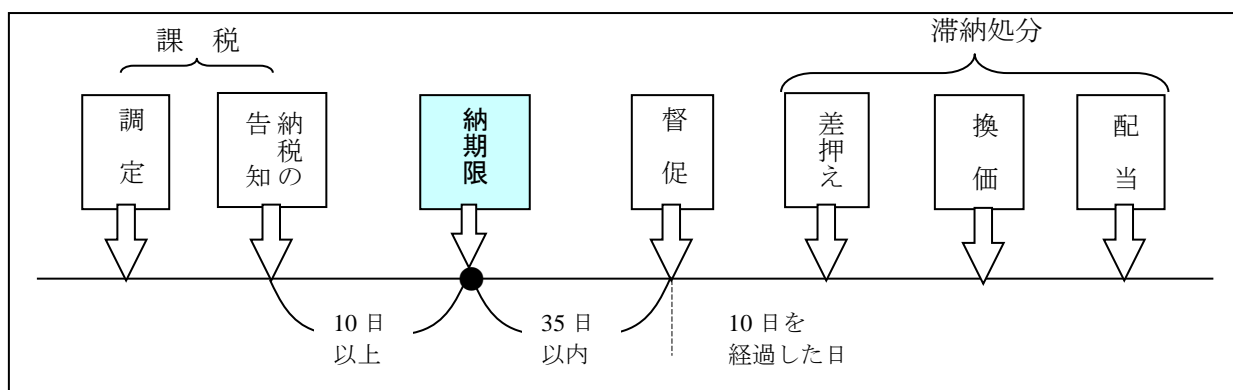
住民税の納期内納付については、多くの方々にご協力をいただいておりますが、納期を過ぎても納めていない方には、督促状や催告書をお送りします。

また、電話で納税の催告をしたり、直接ご自宅を訪問することもあります。それでも納めていただけないときは、財産を差し押さえることとなります。財産の差押えは、納期限までに納めた方との間に不公平が生じないように、自主的に納めていただくための処置として行います。

さらに、再三の催告にもかかわらず納税しない滞納者に対しては、差し押さえた財産などの公売や換価の処分を行い、滞納額へ充当します。

このような滞納処分となる前に、納税課整理担当までお早めにご相談ください。

【滞納処分概略図】



22 審査 請求

税額の決定や差押処分…など
…不服がある場合は？

特別区税の賦課決定（税額の決定）または、滞納処分（差押）について不服のある方は、区長に対して文書により審査請求をすることができます。

審査請求の手続きは、「審査請求書」を作成し、提出してください。

主な不服に対する審査請求期間は、次のとおりです。

区 分	請 求 期 間
賦 課 決 定	処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内 (なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求はできません。)
滞 納 処 分 ※	

※ただし、地方税法第19条の4（審査請求期間の特例）の規定の方が上記の期間よりも早いときは、その早い期限までとなります。